

## 平成28年度第1回 明石市市民参画推進会議 会議録

日時	平成28年5月31日（火曜日）午後4時から午後6時まで
場所	明石市役所 議会棟 第2委員会室
出席委員	田端和彦会長、弘本由香里副会長、衣笠泰博委員、倉谷育宏委員、桑原功委員、高岸益子委員、橋本浩司委員、森川乃梨子委員、山本洋子委員、吉川千賀子委員
傍聴者	3人
審議事項	市民参画条例の運用課題について
配布資料	資料5-1 市民参画条例の運用課題 追加資料1 パブリックコメントについて
事務局	コミュニティ推進部市民協働推進室

※委員の発言は、委員が所属する団体等の立場を反映するものではなく、委員個人としての意見です。

## 開 会

### 【会議次第】市民参画条例の運用課題について

- 市民参画条例の運用課題について、資料5-1及び追加資料1に基づき事務局から説明。

#### ○会長

資料5-1について、前回の振り返りの意味で何を議論すべきなのか再度説明いただきました。

スケジュールとしては、今回を入れて残り2回ですので、本日は項目別に皆様の意見をいただきたいと思います。

まず、資料5-1の1ページ、条例第6条第1、2、3項の市民参画手続の必要性の有無について、議論いただきたいと思います。市民参画条例は、市民参画の機会を確保すべく行政を縛る条例ですが、実際に運用していく中でいくつか課題が出てきています。本来、市民参画手続が必要かどうかについては、行政内部で判断することですが、とりあえず全てにおいて市民参画手続を取ろうとなってしまう、行政上の負担が大きくなっているということです。

行政の負担が大きいということは、その分コスト又は時間がかかり、サービス水準の低下をもたらす可能性があります。その意味で、ある程度は市民参画手続を省略できるのではないかなど、市民の視点で意見をいただきたいというのがこの項目での趣旨です。

では、質問、意見をお願いします。

#### ○委員

市民参画手続の要否について、担当課だけで判断するのでしょうか。

#### ○事務局

基本的には担当課の判断になりますが、この条例を推進している市民協働推進室に相談に来て、その協議の中で、市民参画手続が不要と判断する場合があります。

#### ○委員

前回の会議でも申し上げましたが、市民が自分に利害がない、関係がないと思ったら意見は出てきません。本来、自分に関係がなくても、市の施策に対して興味を持って意見を出してくれる人が大勢いれば良いですが、そのような方はなかなかいません。個々の問題点について、興味を持ってもらえるように投げかけなければ、反応してくれないと思います。

内容をかみ砕いて具体例を示せば、タイトルだけ出すよりも意見は出てくると思います。また、平易な表現を使ったり、イラストを使用するなどして問題を理解しやすいよ

うにすれば良いと思います。

地域的な課題については、意見交換会などの場を設けて、意見公募手続の必要性も含めて説明しなければ、意見は出てこないかと思っています。

#### ○委員

政策は一般住民には難しく、どうしても遠い存在になってしまいます。おそらく、同じ人がいつも意見を出しているのではないかと思っています。見た人に意見を出そうと思わせる方法については、検討していく余地があると思います。

#### ○委員

直近のまちづくり市民意識調査の結果を見ると、明石市が非常に住みやすい、今後も住み続けたいという意見が50%以上ありますが、市政に無関心の方が多いと思います。子どもの頃から様々なことに関心を持つようにしなければいけないと思います。

#### ○委員

若い世代との交流の中で、表現が曖昧で分かりにくいので、自分の生活にどう影響するかをポイントとして明記してあれば分かりやすいという意見がありました。

#### ○委員

意見はホームページと広報紙だけで募集してもなかなか出てこないと思います。インターネットで兵庫県や他市町村のやり方を調べてみましたが、ほとんど同じ手法で実施しています。

新しい手法として、予算の問題もあると思いますが、意見公募の対象を絞って、該当世帯に封書を送り、記入の上、返送してもらうことができると思います。

例えば、新型インフルエンザ等行動対策計画については、子どもの年齢や高齢者の年齢等を鍵にして該当世帯を抽出できると思います。そこから何%かを無作為抽出して、分かりやすい言葉で意見公募すれば、もっと意見は出てくると思います。また、手話言語・障害者コミュニケーション条例等においては、興味のある人からたくさん意見が出てきたと思います。介護の問題についても、介護が必要な方がいる世帯は市で把握していると思うので、ターゲットを絞れるはずで。

#### ○会長

ターゲット層を決めて直接投げかけるような手法や地域別の会議を実施したらどうかという意見も出ています。資料5-1の2ページ、第8条第3項の複数の参画手法の採用とも関連しますので、そちらも合わせて議論いただきたいと思います。

○委員

まちづくり意識調査によると、広報紙は約70%と多くの方が読んでおり、その中に意見公募手続の記事があると非常に目に付きます。読んだ人は意見を出してみようとなるところだと思います。

○会長

意見公募を実施する際、広報紙を使う決まりはあるのでしょうか。

○事務局

市民参画手続実施の公表は、二つ以上の方法で行うことになっていますので、必然的に市ホームページと広報紙への掲載に偏ってしまっているのが現状です。

○会長

無関心の方が多から広報紙を見てもピンと来ないということに対しては、まちをみんなで良くしていくという視点から教育で底上げをしようという議論は必要だと思います。

○委員

ほとんどの高齢者はインターネットを使いませんので、広報あかしとは別に新聞掲載や自治会回覧、掲示板の活用など、もっと幅広く意見を求める方法を取るのが良いかと思えます。

○会長

地域性のあるものについては、そのような方法の方が明確に伝わるかと思えます。

ここでの議論として、意見公募手続をホームページや広報紙で公表する画一的な方法ではなく、ターゲットを絞る、ポイントを明記するなど、意見公募の方法をもっと工夫した方が良いという意見が出ました。

一方、市民参画手続の実施において、その適用範囲は第6条第2項に、除外規定は第6条第3項に規定があります。

第2項について、1号の「市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止」と2号の「総合計画」は、市民参画手続の必要性の判断基準として明確です。しかし、3、4、5号、特に5号となると、「市民の生活に重大な影響を及ぼす恐れのある制度及び事業の策定、変更又は廃止」と規定されており、その判断が難しいところです。

また、ここでの市民という言葉の定義が難しいのですが、例えば、高齢者対象の施策において、直接関係ない市民も多いかと思えますが、全体への影響も大きいので、市民参画手続を取っています。

そのあたりをどのように考えていくのかが課題で、セグメントごとに分けたときに、市民参画手続の対象となる市民の範囲についての判断が難しくなります。どのような場合でも影響を受ける人に対して確認をとるのも考え方としてあるかと思います。

その観点で、影響を受けるのは特定の方ですが、市民に関することなので、全市民に問わないといけないというのが現在の考え方です。しかし、例えば、新型インフルエンザ等対策行動計画については意見公募手続ではなく、ほかの手法で直接影響のある方から聞くなどして代替できるのではないか、あるいは子育てに直接関係ないのであれば、意見を述べる機会が与えられなくても影響は少ないのではないかと思います。

そのあたりに関して、何か意見があればお願いします。

#### ○委員

市民参画手続の実施を検討するにあたって、担当課と市民協働推進室で調整するというのですが、これは市役所内部の話ですので、利害関係のある市民の代表も入れて、担当課、市民協働推進室、市民の三者で話す場を設けたらどうでしょうか。

#### ○会長

特に判断に迷うような場合は、そのような方法もありうるということですね。

#### ○委員

市の連合まちづくり協議会として広報紙の発行を検討しています。分かりやすく広報していく必要がありますので、難しく考えず、読む人が飛びつくようにしなければいけないと思います。

子育て、高齢者、障害者など、部門ごとに広報を実施していく必要があるかと思います。既に社会福祉協議会では様々な手法で高齢者などに対する取り組みを行っています。また、認知症の問題などについて、今後、条例の制定を必要とするケースが出てくるかと思います。

#### ○委員

全市民が満足する政策は難しいと思います。また、現状として、パソコンを持っていない方や、新聞をとっておらず広報あかしを読んでいない方も多くいますので、そのような方々もいることを踏まえた上で色々な方法を取っていかないといけないと思います。私自身も自治会の役員をしており、自治会の中で呼びかけて、住民に様々な情報を知っていただけるように努力しています。

まずは市がやっていることを知ってもらうこと、耳を傾けてもらうことを少しずつやっていかなければいけないと思います。例えば、この会議を3回開催してもそんなに大きな改革はできないので、少しずつ変えていけば良いと思います。

○会長

手法について、もう少し工夫がいるということで、自治会など地域コミュニティを活用する方法もあるということですね。

○委員

実際、パソコンという言葉を知りただけでも気分が悪くなる方もいますが、ホームページですぐ分かると言われても、そもそもインターネット環境がないと困ってしまいます。

また、硬い文章ではなく、もう少しやわらかく、ライトな言葉で説明するのも一つの案だと思います。

○委員

市民参画条例は、行政を縛るためという語弊があり、住みやすいまちをつくるために協働の手前の参画についてのルールづくりをしようということで制定されましたが、行政としては、市民の声を聞けない、市民を集めにくいと困っているという現状があります。

聞きたい意見を得るためにしかるべきところに意見を聞かないと、具体的な意見は出ないで、市職員は市民をもっと知らないといけなと思います。地域団体等の会長の方は大事ですが、会長を支えている人も大事ですし、テーマごとに10年以上活動されている市民活動団体が多くなり、専門知識や経験を持っていますので、そのような方に参画していただかないと、具体的な政策にはつながらないと思います。

また、消防関係等の専門分野については、市民ではよく分からないので、市で上手く対応してもらえたら良いかと思います。

○委員

子育て世代はあまり広報を見ることがないのですが、子ども・子育て会議で意見公募をしたときは、市民センター等で説明して、資料を渡していったことで意見の数が伸びたと思います。

関連する市民団体の会合等に市の担当者が出向いて、説明と構成員への資料配布のお願いをしたら良いかと思います。

○委員

広報紙だけで周知するのではなく、市が各分野で適切な人を選択しながら市民参画手続を実施してほしいと思います。

○副会長

大阪市の意見公募手続の話ですが、2012年に橋下市政改革プランが出された際、ゼロベースで1億円以上の全事業を見直すということだったので、それまで市政への意見公募手続での参加度が低かった大阪市民から2万件以上の意見が出ました。そのやり方としてはインターネットで簡単に意見を述べられる仕組みだったことも大きいかと思えます。意見が2万件を超えたということで、当時の橋本市長も立ち止まって考えないといけないというようになりました。

明石市において、意見が少ない要因としては、政策の策定段階から丁寧に意見聴取をしていることがあるのかもしれませんが、暮らしの上で直接的な問題を感じていないのかもしれませんが。ただ、本当に大変なときに意見公募手続の手段がなかったら、ものを言えなかった可能性があるので、手段はあるに越したことはないです。

また、画一的にやれば良いものではなく、本当に拾うべき声をきちんと拾っていくことができないと意味がありません。例えば、審議会や策定委員会など、議論の場が元々あるケースが多いので、その場においても市民参画をどのような形で実施していくのか十分議論した方が良いでしょう。

計画を策定、改正する議論の中で参画のあり方の検討も常に意識するのが良いと思います。出来上がったものだけに意見を求めるのではなく、作る段階からまちづくり協議会に聞いたり、アンケートを取るなど、策定段階も含めた一連のプロセスの中でどのような参画手段があるか、しっかり議論して取り組んでいくことが必要かと思えます。その議論の中で、意見公募手続など、参画手段の選択があると思います。

○会長

次は資料5-1の3ページ、意見公募手続期間の指定についてです。意見をお願いします。

○委員

行政は30日と定めると、絶対守ろうとしますので、その言い回しをもう少しやわらかい表現に変えたらどうでしょうか。

○会長

条例第11条第2項の条文そのものを変えてはどうかという意見ですね。

○委員

条例第11条第3項により、やむを得ない理由があるときは、30日を下回ることができるので、柔軟な対応もできると思います。また、意見公募手続や他手法の併用の事前実施ができるのであれば、そのような形を取ることも可能かと思えます。

他手法の併用について、例えば、ポイントを絞ったアンケートであれば、より短い期

間で実施できるかと思えます。

○会長

まずは意見公募期間の30日間を確保することに努めた上で、第11条第3項を活用することで、柔軟な対応も可能ではないかという意見がありました。

また、条例改正も視野に入れてはどうかという意見も出ました。

○委員

ポイントを絞って投げかければ、意見公募期間を30日間からもう少し期間を短縮できるかと思えます。

○会長

先ほどの話にありましたが、条例改正となれば議会との関わりも出てきます。

○委員

市民参画条例の検討段階では、事務的な手続に時間がかかるということで、30日は必要ということになったと思えます。

ただし、案件によっては急がないといけないので、第3項で例外規定も設けていますが、このバランスが難しいところです。

○委員

ただ、市議会において、反対意見が出て、意見公募手続を実施するとなると、当初のスケジュールから遅れる可能性がありますので、そのような場合は第3項に従って期間短縮しても良いかと思えます。

○委員

条例制定時に色々なことが考えられたと思えますが、例えば、学生時代の試験の話で言うと、時間的に余裕があると、なかなか勉強に取り掛からず、直前になってから必死に勉強するものです。意見公募手続についても、短い期間で公募しても意見は出てくると思えます。1カ月あると、まだ時間があるということで、すぐには意見を書きませんが、例えば、2週間で提出となれば、プレッシャーがかかり、かえって良いかもしれません。何もかもそうしてしまうのは難しいですが、緊急の場合は2週間でということも検討しても良いかと思えます。

○委員

30日については、民法等ではキーワードで、30日間は保留できる、30日間は主



張できるなどよく規定されていますので、変える必要はないと思います。

○会長

30日という言葉は残さないといけないという話でしたが、必須にするか、努力義務にするか、あるいは原則30日とするかなど、色々あると思います。

○委員

ここでは必須項目になっていますが、第3項で例外も規定されていますので、このままで良いと思います。

○副会長

先ほどの参画手法の話と期間の話は、一体的に考えれば良いと思います。手法について議論する際、期間についても話をして、基本的には条例で30日を下回っても、あるいは策定のスケジュールから考えても無理がある場合は、手法を複数にすれば、十分意見を拾えるというように、議論の中で期間についても合意していくことができれば良いかと思います。

これを行政だけに決定を委ねるのは荷が重いので、様々な立場の人が入って合意する形であれば、そこに参画の窓が開けているので、話をしやすいと思います。

○会長

今のルールを原則としつつ、条例改正を視野に入れても良いのではないかという意見があったことも付記して、まずは第3項を柔軟に使う、それにあたっては審議会等どのように意見を聴取するのかについても議論をしたらどうかということ、この会議としての意見にしたいと思います。

次は資料5-1の3、4ページ、審議会の公募委員と男女比率についてです。意見ををお願いします。

○委員

女性の応募が少ないとのことですが、ボランティア団体は105団体あり、約3000人のメンバーでは女性の数が圧倒的に多いです。

また、28小学校と13中学校のPTAの役員はほとんど女性です。まちづくりの会合等においても母親の方々から色々な意見が出てきていますし、女性はスマートフォン等で密に連絡を取り合っていますので、子育ての情報はすぐに回ります。

女性の意見を聞くためには、問題点を絞って、小学校区の会合に行き直接意見を聞けば、手早く意見を聞くことができると思います。

審議会も大事かもしれませんが、女性の意見を聞くのであれば、そのような形の方が

参加してくれると思います。

○委員

子育て世代にとっては都市計画などの専門的な委員会はハードルが高いですが、以前、担当課の方が個別に勉強会のような機会を設けてくれたので、委員会で意見を出せるようになりました。そのような機会をつくってくれたらありがたいと思います。

○委員

委員への応募は少ないということはよく聞きますが、各団体に声をかければ、人材は出てくると思います。

また、男女比率の話について、理想の形は男女がバランス良く揃うことですが、防災関係の会議は男性が多く、女性の出席者はボランティア連絡協議会や婦人防火クラブだけでした。そこでの話は参考になりますが、意見を出すのは難しいと感じました。

○会長

多様性について、海外では人種的多様性や民族的多様性も含みます。日本国内では男女の多様性ということで、3割は妥当な数字だというのが皆さんの意見だと思います。

○委員

私は五つの委員会を抱えていた時期があり、男女比率の関係で、女性の私に依頼が集中したと思います。委員会への出席にあたっては、事前に周りの女性の意見を聞いて、会議の場で女性を代表して意見を言うようにしています。

行政職員は市民のことを知らないのもっと知らないといけないと思います。また、元行政職員の方も活用しないといけませんし、ネットワークやコミュニケーション力が大事だと思います。

○会長

元行政職員の方から推薦があるというケースはあるのでしょうか。

○事務局

そのような事例は把握していません。

○会長

今後はそのようなことがあるかもしれません。つまり、行政を退職したら1人の市民であり、地域に関わることがあれば、そこでのネットワークを行政にフィードバックできるのではないかという意見です。

○委員

次の参議院選挙から18歳以上は投票できるようになります。若い人にまちや政治にもっと関心を持ってもらうため、学校などに行き、まちづくりの話をしてから意見を聞くこともできるかと思います。

明石高専の学生と話をしたら多くの意見が出てきますので、勉強以外にもまちづくりなどに参加し、意見を言ってほしいと思います。

○会長

従来は性別名簿だったものが混合名簿になるなど、男女の平等感覚が強い場所は実は学校ですが、昔からの慣習が残っている地域のコミュニティなどは弱いと言われていいます。PTAについてもメンバーは女性が多いですが、会長は男性が多いことも関連しているかもしれません。

その意味では、先ほどの話にありましたように学校に働きかけることで、女性委員が出てくる可能性はあると思います。

女性委員の確保がどうしても難しい場合についてはどうでしょうか。同じ人が何回も出るのも一つの方法かもしれませんが、誰かが女性の意見を聞いた上で、代表して出席する考え方もあるかと思います。また、必ず委員を出してくれる団体に依頼するのも方法としては良いかもしれません。

○委員

電気や土木などは苦手な女性が多いと思いますので、それはあくまでも努力義務ということで仕方がないと思います。

○委員

団体の推薦で出席した女性委員から、専門用語が理解できず、会議が苦になるところがあると聞いています。

○委員

ボランティア団体は女性がしっかりしているので、そこから委員を出してもらうのも良いかと思います。

○委員

女性はしっかり意見を言う方が多いので、上手く働きかければ、委員として意見を出してくれると思います。

○副会長

女性が意見を言えないような会議については、運営に問題があり、きちんと意見を引き出すような運営が必要です。専門用語についていけない方でも生活者としての意見は持っていますので、それを引き出すことが重要です。

○委員

中には専門性を持った方もいるかもしれませんが、託児スペースを設けるなど、子育て中の方も出席できる環境があれば良いと思います。

○会長

公募委員についても意見をお願いします。

○委員

公募委員への応募者が少ないということで、審議内容に関する活動団体や次世代を担う高校生、大学生にも積極的に働きかけて、公募委員として入ってもらえば良いと思います。また、市内の約470の自治会に投げかけたら公募委員に応募してくれるかと思っています。

○委員

市民活動関係の方への働きかけについては、コミュニティ創造協会を通して行った方が早いと思います。

○委員

委員の姿勢として、例えば、私の場合は常に緊張感を持てる場に身を置いて、色々と勉強して自分の意見を言おうという考えを持っています。もちろん、公開の場で意見を言うのは苦手だという方もいますが、お客様のような姿勢で参加するよりも、スタッフとして積極的に関わりながら参加する方がやりがいや充実感があると思います。

○委員

委員に応募するにあたって、作文を書く必要がありますが、そこで課されるテーマについて、応募者としては何を書くべきか分からないときがありますので、見直していただけたらと思います。作文を課すことは、文章を書くのが苦手な人にとって、高いハードルですので、企業の採用選考のように応募者同士のディスカッションによる選考を行うなど、選考方法については色々と工夫できると思います。

○会長

公募委員の作文のテーマはどこで決めているのでしょうか。

○事務局

基本的には各担当課で決めています。

○会長

明石市だけではなく、他市においても同じようなやり方をしているかと思います。何のために公募して、どのような意見をもらいたいのが分かりにくいということですね。

○委員

作文、場合によっては面接がありますが、ほとんど経歴で決まっているのではないのでしょうか。

○会長

応募者の経歴は個人情報なので、見せてくれず、作文内容で選考してくださいと言われたことはあります。

○委員

今はパソコンがありますので、修正や前後の入替えなどは簡単にできますので、4000字詰め1枚の作文は短時間で書けますが、紙で書くのは修正等も大変なので、苦手な人も多いと思います。

○会長

作文等の応募条件については、見直す必要があるのではないかという意見でした。課題を出す側としては、そのような苦労はあまり認識していないものなので、行政も今の話で気が付いたのではないかと思います。

○委員

今はメールなどで単純な言葉で全部書いたり、絵文字を使用するので、文章を書くのが苦手な子どもが多いと思います。また、本を読まないことや国語の授業時間が少なくなっていますので、語彙や文法をもっと身につける必要があるかと思います。

○副会長

私も作文審査をすることがありますが、何を基準に評価すべきか悩みます。

○委員

自宅などで書いた作文を送付してもらう形式では、他人が書いたものをいくつか引用し、つなげて一つの文章にする器用な方もいますので、応募者の本質を見出しにくいかなと思います。試験のようにその場で書いてもらえば、その人がどのような人か分かりやすいと思います。

#### ○委員

作文が苦手な方もいるかもしれませんが、市としたら公募委員などを選ぶときに何か書いてもらわないと判断できない部分もあるかなと思います。文面の善し悪しではなく、一つの目安とするため、とりあえず書いてもらうことが必要かなと思います。

#### ○会長

作文の中身も大事で、先ほどの話のように積極的に関わってくれる方を選ぶことができないと困るということです。その意味では作文のテーマの出し方が重要という意見がありました。

また、公募委員比率2割について、その割合を見直すのではなく、2割を確保するために工夫していく余地がまだあるという意見もありました。

次は資料5-1の5ページ、第19条の政策提案手続についてです。提案者が公開の場で意見陳述することが大きなポイントですが、一方で政策提案におけるハードルを上げているのではないかなということが課題としてあります。意見をお願いします。

#### ○委員

政策提案にあたり、市民20名以上の連署は要件として本当にそれで良いのか疑問に思います。一般の市民が20名以上の署名を集めることは負担が大きいと思います。

#### ○会長

どのような経緯で20名となったのでしょうか。

#### ○事務局

条例の検討段階において、署名数の要件で大きく10名、20名で意見が分かれましたが、提案の質を一定の高さに保つためにある程度の人数が必要なので、20名が妥当だということになりました。

#### ○委員

最初は5、10、20、30、50名と色々な案が出ていました。予算がついて本当に実施される可能性があり、初めからある程度責任を持って提案しないといけないので、20名分は必要ということになった経緯があります。

○委員

公開の場で話ができる人はそう多くないと思いますので、録音した音声を流すなど、公開の場での意見陳述以外の方法を検討する必要があるのではないのでしょうか。

○委員

文章で提出することで、公開の場での意見陳述と見なすことで良いのではないのでしょうか。

○会長

意見陳述について、もっと広く捉えて、文章による提案もあるということで、施行規則の見直しをすれば対応できるという意見ですね。

免許外教科担当の解消の事例において、公開の場での意見陳述ではなく、市と提案者での意見交換会を実施したとのことですが、提案者から公開の場で話したくないとの申出があったのでしょうか。

○事務局

提案者が公開又は非公開を希望したというよりも、市と提案者がより近い距離感で話をするという趣旨で今回のような意見交換の形で手続を実施しました。

○会長

検討会議において議論したということですね。場をどうするかよりも方法の問題で、公開の方法をより工夫したらどうかということだと思います。

行政としては公開の場というところに課題があるということですが、委員の意見は公開の方法を工夫したら対応できるのではないかということです。

○副会長

公開の場での意見陳述が政策提案のハードルを上げている唯一の理由ではないと思います。提案件数が少ない要因としては、先ほどの20人の連署やその他の要件の方が大きいかもしれません。

○会長

運用上の課題は別にあるのではないかという意見もありましたので、事務局で再度、議論のポイントを整理していただいた上で、次回の会議で議論したいと思います。

次は資料5-1の6ページ、市民参画推進の役割についてです。意見をお願いします。

○委員

結果だけを見ても遅い場合があるので、取り組みの進捗状況をモニタリングする会議の方が良いかと思います。その意味では、明石市で何がどのように動いているかを随時この会議の委員に教えてもらうなどしていただいた方が良いかと思います。

○委員

平成27年度第1回市民参画推進会議で参考資料4の平成26年度運用状況報告をいただきましたが、このようなデータの蓄積は行政の仕事なので、まとめておく必要はあると思いますが、この会議において審議する内容ではないと思います。環境、福祉、文化など、各分野で進行中の計画や審議会等について、意見や指摘をできるかと思います。

○委員

意識調査、意見公募手続を実施する際、どのような意図で実施しているのか、この会議がモニタリング、場合によってはアドバイスするなどして関わっていけるとと思います。

○委員

市民参画についての評価はどのようなものでしょうか。

○会長

市民参画推進会議の最後に前年度の評価を行いますが、評価対象は具体的に何かという質問だと思います。事務局より回答いただけますか。

○事務局

前年度の運用状況報告において、公募委員比率を達成できたかどうかなど、各項目の達成状況に対する評価ということになります。

○委員

そのようなことは市役所が考えることだと思います。

○委員

追加資料1の1ページに手話言語・障害者コミュニケーション条例の意見公募手続で出た意見数が記載されていますが、手話サークルも加入しているボランティア連絡会としては組織全体で考えながら関わりましたので、その結果が出ていると思います。先ほどの話にありましたように、意見公募手続を実施する際は、ふさわしいところにどのように説明していくかがポイントだと思います。



直接関係する方だけではなく、そうでない方にも興味を持ってもらえるように、勉強会のようなものとセットにして働きかければ、より分かりやすく効果的だと思います。

#### ○副会長

本日のような議論が今後もこの推進会議でなされ、各審議会・委員会においても同様に議論されていくと良いと思います。

例えば、まちづくりの新条例ができて、組織が整っていき、市が各組織との関係を築いていくという自治のあり方の変化に伴って、市民参画の推進の仕組みをどのようにしていくべきか、その調整も必要になってくると思います。

若い世代の巻き込み方について、選挙権の年齢引き下げの問題も含めて教育面から考えていかないといけないという話も出ました。

多様性や子育て世代への配慮など、参画を支えていく基盤をきちんと整えているかどうか数字として表れてくると思います。また、数字を見るだけでなく、その基盤が社会の変化を反映しているかをモニタリングするような議論ができると、より意味のあるものになってくるかと思っています。

#### ○会長

今後のスケジュールについて、事務局からお願いします。

#### (4)今後のスケジュール

- 今後のスケジュールについて、事務局から説明。
- 次回会議については、調整の上、各委員へ書面にて通知する。

#### ○事務局

それでは、これもちまして平成28年度第1回市民参画推進会議を閉会いたします。